

○西岡委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。

先ほど申し上げましたとおり、(2)継続審査、送付6-32、障害者の住宅確保に関する千代田区の対応についての陳情について、先に審査を行います。

陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等がございましたらお願いいたします。

○山内住宅課長 本陳情に関する情報提供でございます。私のほうからは、現在の住宅の制度について、口頭でございますがご説明を申し上げます。

区営住宅の申込みにおける優遇資格でございますが、こちらの基準につきましては、区営住宅の運営について、公営住宅法をはじめとした法令に基づき運営のほうを行っているところですが、区営住宅に関する優遇措置につきましては、区で様々な規定を設け運用を行っているところでございます。

従前、公営住宅法等に基づく法令において、入居資格として障害の程度が規定されておりました。しかし、現在の入居資格におきましては、入居の際の収入の上限額及び住居に困窮していることという条件のみが定められてございます。そのため、入居資格が拡大されたことにより、従前から対象とされていた方の入居につきまして、困難になることを回避する手段の一つといたしまして、区において優遇措置を定めて運営をしているものでございます。その際におきます基準の根拠といたしまして、従前の法令に定められておりました入居資格、そちらに該当されている方の優遇を行うものということで、そちらの基準を適用させていただいております。また、区民住宅制度につきましては、制度自体が区営住宅制度とは全く異なるものとなっておりまして、入居資格や優遇資格につきましても異なるものとして運用をさせていただいているところでございます。

簡単でございますが、制度に関するご説明は以上でございます。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

委員の皆さんから執行機関に確認したい事項や質問等ございますか。

○牛尾委員 この中で、精神の3級ですか、を軽視しているという記載があります。この方が言うには、2級も3級も線で区切ることはできないというようなことが書いてありますけれども、ほかの自治体で3級まで対象にしているというようなところがあるのか確認できますか。

○山内住宅課長 申し訳ございません。何級までというのはないのですが、そういった優遇措置をしているというものの自体が3分の1ほどの区という形でやっているというふうに確認をしております。

○牛尾委員 これ、千代田も含めてということですよ。千代田区も含めて3分の1程度と。そこについては大体主に2級までということになるんですか、そこも確認できないですかね。

○山内住宅課長 申し訳ございません。ちょっと現在のところ手元に資料がございませんので、何級までというところは、申し訳ございませんが不明でございます。

○牛尾委員 分かりました。それで確かにこの陳情者がおっしゃるとおり、2級と3級というのは、特に精神の場合は区別がしづらいというのは私もそのように思うんですね。今後、この方だけじゃなくて、そうした3級の方も対象にしていくという声がもし多くなっていくならば、住宅課として、区として、そうした検討というのはできるのかどうか、い

かがですか。

○山内住宅課長 こちらにつきましては、ほかの区の動向等を見ながら、うちの区もどうしていったらいいのかというのは今後の検討課題かなというふうに考えてございます。

○牛尾委員 もう一つ、この方の陳情の中では、住宅課の窓口の対応というのに福祉的観点を軽んじているんじゃないかというようなことも書いてありますけれども、これはどういふことでこの方は福祉的観点が無いんだというような、こんな具体的な実例があったんですか、これ。

○山内住宅課長 こちらの陳情にお書きいただいているように、窓口での代筆とか、そういったことをこちらでお断りを申し上げているということ。あとは申込書自体が郵送で受付という形になっているというようなところを含めて、こういった内容でこちらのほうで住宅課の対応がよくないということでおっしゃられているのかなというふうに捉えております。こちらにつきましては、当然ながら窓口ではそういった配慮とかするようにということで当然やってはおりますので、またその辺については改めてきちんと対応するようにしていきたいというふうに考えてございます。

○牛尾委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 はい。ほかにございますか。

○白川委員 精神的障害の1級、2級、3級というのがあるというのは漠然とは知っていたんですが、その数の割合というんですかね、1級は、例えば1割いれば2割、2級が3割で、あと5割ぐらいが3級の方かなみたいな、その数が増えていくのか、あるいは大体同じぐらいの数とか、何かその傾向というのがあれば教えてください。

○山内住宅課長 申し訳ございません。住宅課ではちょっとお申し込みの時点で……

○西岡委員長 そうですね。

○山内住宅課長 それはございませんので。

○西岡委員長 はい。

ほかに。

○緒方障害者福祉課長 障害者福祉課長。

○西岡委員長 障害者福祉課長。

○緒方障害者福祉課長 ただいま白川委員からご質問いただきました精神障害者の保健福祉手帳を持っている方の数でございます。そうですね、まず数としましては令和3年から申し上げますと、全体の数ですが、令和3年339名、令和4年358名、令和5年388名と、まずは数は微増しているという現状でございます。等級でございますけれども、こちらがかなり少しずつ、1級のほうが令和3年が40名、令和4年が45名、令和5年が40名、2級ですけれども、こちらが令和3年196名、令和4年207名、令和5年212名というところですよ。大体1対5ぐらいですかね、そのような状況でございます。

○西岡委員長 白川委員。

○白川委員 もう一つは、長期的な展望として教えていただきたいんですが、この件に関わりません、こういう精神的障害者に対応できるところ、区がもし限られているとしたら、その横の連携として、区同士が協力して、要するに、今は区民という形でやっているのでも区内で処理するしかないんですが、もっとはっきり言っちゃうと土地が安いところとか、に移動していただくみたいなことができるのであれば、横のつながりをつくって、もっと土

地がある程度あるところでやっていくというのは手かなと思うんですが、そういった展望というのはできないものでしょうか。

○山内住宅課長 お住まいにつきましては、区営住宅等につきましては各自治体においてやっているものですので、そういった連携というのはなかなか難しいかと思われませんが、都営住宅等ございますので、そちらのほうをご案内するなどして対応のほうはしてまいりたいというふうに思っております。

○西岡委員長 はまもり委員。

○はまもり委員 先ほどの答弁いただいた内容について、もう少し事実を確認させてください。

いろいろと配慮が必要な方には対応していただいていると思うんですけども、今回書いてあったような、過去に代筆をお断りした例であったり、また書類に対しては決まったルールがあるのでということもあるんでしょうが、窓口で受け取ることはできないよといったような、そういった事実としては確認できているんでしょうか。そういったことがあったかどうかです。

○山内住宅課長 こちらのほうですが、代筆のほうにつきましては、申し訳ございません。現在いる職員の中でちょっと確認はできませんでした。それと郵送につきましては、確かにこちらで郵送をお願いしますということでは、窓口でもですね。お問い合わせになったときにはそういうふうにお答えをしているということではございます。

○はまもり委員 まず、今の職員の方はそういった事実が確認できなかったということなんですけど、どうしても書けない場合には代筆で対応するというふうにはなっているのかどうか、改めて伺いたいということと、郵送対応も、外部委託していると、確かに決まったフローでないと難しい面があるんだろうなと思うんですけども、そこって代わりにその場で一緒に書いてあげて、もうポストに入れるまで一緒に支援してあげるというようなことまでできているのか、その辺は分かりますか。

○山内住宅課長 代筆につきましては、もちろん合理的配慮ということもございますので、そちらのほうにつきましては窓口で来られた場合に対応する必要がある場合は職員のほうで対応はさせていただく形になりますし、ご本人にもご確認を頂きながらという形になります。また、ご本人が書ける部分があるのであれば、そこは書いて、もちろん自筆で書いていただくということはもちろんさせていただいております。それと輸送につきましては、ポストまで一緒に行くというのは、ちょっとこちらで申し訳ないんですがしておりませんので、そういった形でこちらのほうは窓口のほうではお願いをしているというような形で進めさせていただいております。

○はまもり委員 はい、分かりました。最後のポストに出すまでというところは難しいと思うんですけども、一式何が必要かということにもよるんですが、ここの封筒に入れてここの宛先を書いてみたいところが順を追って確認することが難しい場合に、どうやって対応していくのかなというのは一つ検討に入れていただきたいなというふうに思います。分かりやすく書いてはいただいていると思うんですけども、ご検討ください。

それから、ここのところで主張の中で言っているのが、住宅課と福祉総務課をはじめ横の連携ができていないというような指摘があるんですが、これについてはどういうふうに把握していてどのように連携しているのか教えてください。

○山内住宅課長 こちらにつきましては、そういった方が対象の方がいらっしゃる場合につきまして、いろいろと関連部署でケース会議みたいなものがあつたりしますので、そこに物に応じて私どもも参加をさせていただいたりという形で横の情報連携はさせていただいてございます。

○はまもり委員 ケース会議とかで確実に横連携していただいていると思うんですが、そのことが本人に伝わっていないということがあるんですかね。どうしてこういった言葉が出てきてしまったのかといったところが、何かそれが分かるようなことってありますか。

○窪田福祉総務課長 今のはまもり委員のご質問なんですけれども、ちょっと内部で確認したんですけれども、この陳情者の方についての、何というんでしょうか、福祉総務課に関しては全て無視または拒否されてきたというところが、ちょっと私どもでは確認ができておりませんでして、という状況でございます。ただ、先ほど住宅課長のほうからご答弁させていただいたとおり、住宅課と福祉総務課で、必要に応じて住まいにお困りの方の情報共有をしたり、そういった横の連携は今現在もしておりますし、今後もしっかりやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

○はまもり委員 そういった事実が確認できなかったということで、そこはもしかすると受け手と提供側とのそごというか、そういう可能性もあるんですけれども、例えば住宅課では担当者として誰々さんが対応していて、福祉課では誰々さんがあなたの担当ですよみたいな、そういうことは分かるようになっていたりするんですかね。特に担当者名とかというのは入れていないんですかね。

○山内住宅課長 住宅課の窓口で誰がどの人の担当ですみたいな形ではやってございせんので、職員がそれぞれ対応するという形になってございます。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 牛尾委員。

○牛尾委員 すみません。これ、終わりのほうに居住支援協議会のこと書かれてありまして、障害者に対するセーフティーネット住宅の整備、これは居住支援協議会では障害者に対する住宅の支援というのは協議の中身に入っているんですか、これ。

○窪田福祉総務課長 今現在、居住支援協議会の中では主に高齢者の方を対象とした協議をさせていただいております。

○牛尾委員 確かにこの方が言うとおり、高齢者住宅のこもれびの設置のみにとどまっているということで、やはり住宅確保は、もちろん高齢者の方も大変なだけけれども、やっぱり障害をお持ちの方についてもなかなか、民間住宅で受入れが進めばいいですけど、なかなかそうならない場合は居住支援協議会でこうした方々の住宅をどう支援していくかというのも一つは協議の中に入れていく必要もあると思うんですけれども、その辺の認識とかお考えはいかがですかね。

○窪田福祉総務課長 以前は居住支援協議会の中で様々な対象の方についてのお住まいの問題というのを協議していたところなんですけれども、やはり千代田区内、物件がなかなか適したものがない中で、どうしても議論が散漫になってしまうというような課題がございまして、その中でやはりご相談の件数の多い高齢者の方を対象にしているといったような経過がございまして、まずは今は高齢者の方についてのお住まいのフローといいますか、相談のフローをしっかりと確立した上で、その先どうしていくかというのを検討していきたい

いと考えてございますので、今現在はやはり高齢者の方を中心にとりうに考えております。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 池田委員。

○池田委員 今の課長のほうの答弁もあつたんですけど、この間、先日の総括質疑の中でも、高齢者人口の増ということでの住宅事情はということで課題を認識していただいたと思うんですけども、やっぱり陳情者の中の主張という中では、どうしても阻害されているという感がすごく感じ取られているんですね。そのところは、福祉課が3階で住宅課が違うフロアですよ。ということでの、やはりほかの委員からも出ているように、連携が取れていないと、どうしても、来庁者の方にとってはどうしても冷たい雰囲気に対応されたという取られ方がされているのではないかなというところが受け止められますから、ここは、確かに大事なんですよ、高齢者住宅も、非常に大事なんです。ただ、そうは言いながらも、やはり一握りでも障害者という形の方は、皆さんやはり千代田区にいる方は皆さん同じだと私は思いますので、そのところは分け隔てなくというところすごく言い方がアウトなんですけれども、しっかりと受け止めながら相談を受け止めて、できないものはできないという形でお返ししなきゃいけないとは思いますが、誠意を持った対応を窓口ではしていただきたいと思うんですけども、現状のほうではいかがなんでしょうか。

○窪田福祉総務課長 仮に障害者の方がご相談にいらっしゃれば、当然きちんと丁寧な対応をさせていただきたいと考えておりますので、その点はしっかりとやってまいりたいと考えてございます。

○池田委員 そういった中で、やはりどうしても住宅事情というのは皆さん大変悩みを抱えていらっしゃるところでの対応を、今後少しずつでも、陳情者お一人だけではなく、障害者全般にわたるということで、今回はこの住宅の陳情をやっていますけれども、全体の障害者に関わるような配慮というのをもう少し進めていかなければいけないんじゃないかなというのは、私たち議員の中でも感じていますし、役所の執行部のほうもその辺は受け止めながら今後進めていっていただきたいと思うんですけども、その辺りはどうお考えでしょうか。

○窪田福祉総務課長 私どもの住まいのご相談、民間の不動産会社さんに物件をご紹介いただく形でフォローを進めておりますので、やはり区内の物件の資源がどれくらいあるのかといったところはやはり一番大きな課題かなというふうに思っておりますけれども、そういった障害者の方からのご相談があれば、不動産会社の方にもしっかりとご説明した上で連携して進めていきたいと考えてございます。

○西岡委員長 はい。ほかにございますか。

ちなみに住宅課長はこの送付の6-32で一度退席してしまわれますので、住宅課長がいるうちにというところがあれば、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。

それでは、取扱いはいかがいたしましょうか。

牛尾委員。

○牛尾委員 陳情者の方のご意見はごもっともだと思います。住宅課のほうでも今後そう

した要望が増えてくれば検討をするというお話もありました。なので、そうした旨をお返しするという事でよろしいんじゃないかと思えます。

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

そうしましたら、やはり障害者の方も排除をされているというふうに感じさせないような、より一層丁寧な対応を申し入れさせていただきまして、本陳情につきましては、本日の議事録をもって陳情者にお返しいたしまして審査を終了したいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、ここで住宅課長退席のため暫時休憩をいたします。住宅課長、ありがとうございました。

午後1時53分休憩

午後1時54分再開

○西岡委員長 それでは、委員会を再開いたします。

日程1、陳情審査（1）新たに送付されました陳情です。送付6-35、全障害者における障害者福祉手当対象者の拡充についての陳情について審査をいたします。

こちらについては、（2）継続審査となっている送付6-31、精神障害者における障害者手当対象者の拡充についての陳情と内容が重複するため一括して審査を行います。

陳情書の朗読は省略をいたします。

本陳情について、執行機関から情報提供等ございましたらお願いいたします。

○緒方障害者福祉課長 ただいま委員長からご説明がありました送付6-31と送付6-35について、併せて説明させていただきます。

まずは、前回各委員からご指摘を受けましたことについて回答を差し上げたいと思えます。障害のある方々が受けられるサービスをホームページ上で分かりやすく表示するという件についてでございますが、「障害者福祉のしおり」という冊子を発行しておりまして、そこに身体障害者手帳「愛の手帳」、精神保健福祉手帳などのそれぞれの等級などで受けられることができる各種サービス一覧は掲載しておりまして、その冊子のデータ自体はホームページに以前から掲載しておりました。ご指摘を踏まえまして所管の広報広聴課と協議しまして、本区のホームページの作成につきましては細やかなルールがございまして、今回、第1階層に健康福祉、第2階層に障害者福祉がありまして、この階層の下に「障害者福祉のしおり」「障害程度別該当事業一覧」という項目を設置しまして、しおりの中に障害程度によるサービスの一覧が入っていることを分かりやすく表記しました。決算分科会でもご指摘を賜りましたので、港区のホームページなどを参考に、より一層の改善を検討してまいります。

次に、東京23区以外の自治体を確認してほしいという件についてでございます。まず、東京23区は各区の制度で実施してございますが、東京都の市町村は都の制度と各市の制度の併用で実施をしております。都の当該条例の規定が身体障害者手帳と愛の手帳とのみを対象としておりまして、精神障害の方は対象にしてございませんでした。また、支給金額も1万5,500円という規定でございます。

続きまして、埼玉県内の各市はおおむね精神障害者2級の方に2,500円から3,500

0円程度支給してございました。神奈川県ですと相模原市のみは精神障害者保健福祉手帳1級または2級を重度、3級を中度として支給しておりますが、令和7年3月までは重度5,000円、中度3,000円でした。4月以降重度2,500円、中度1,500円と縮小しまして、令和8年3月には手当を廃止するという予定であるそうです。横浜市は平成22年に手当を既に廃止済みという状況でございました。

続きまして、金額の設定の仕方についてでございます。障害者福祉手当は昭和48年にスタートしまして、昭和49年には5,000円、50年には5,500円と、毎年500円ずつ増額されてきておりまして、令和8年に1万5,500円に到達して以降、据置きでございました。課長会などで過去の経緯に詳しい方に聞きましたところ、確定申告など雑所得の控除金額が20万円でございます。これを超えると申告が必要となるため、1万5,500円掛ける12か月の18万6,000円程度で止まっているのではということでした。先ほど申し上げました市町村が実施している東京都の条例は1万5,500円ですので、この金額と横並びとなっている状況でございます。

また、特別区の障害福祉課長会で本件議題として他区の現状を確認しましたところ、中野区のみ家族会から精神2級も対象にしてほしいと要望が出ているということでしたが、ほかの21区では特に要望などは出ていないということでした。また、参考でございますが、足立区が令和6年8月1日から、これまで二十歳から65歳未満と年齢制限をしていたものを、二十歳未満も対象として改善したというところですが、議会からは、その金額が4,000円というのは23区で一番最低なので、ここも改定をするようにという指摘を受けたところだというお話でした。

引き続き国ですとかほかの自治体の動向を注視しながら、障害のある方々に寄り添った対応を続けていきたいと考えております。

私からは以上です。

○西岡委員長 以上でよろしいですかね。執行機関から情報提供がございました。委員の皆さんから執行機関に確認したい事項等ございますか。

○牛尾委員 福祉手当の額というのは、これは自治体独自に設定ができるかどうかをまずお伺いします。

○緒方障害者福祉課長 23区は各区の条例でやっていますのでできますけども、東京の市部はそうやって東京都の条例の1万5,500円というところに対応なさっているところがございますので、区はある程度金額は変更することはできますけれども、申し上げたとおり、やはり雑所得の20万以内のところというところでのこの金額で落ち着いているのかなというところがあちこち聞いてきたところでございます。

○西岡委員長 7、8に該当する方は月額1万500円という手当てで、そこは大丈夫ですよ。2級は1万5,500円ですけれども、3級の方。

○緒方障害者福祉課長 はい。そうですね。1級、2級、障害者福祉手当において……

○西岡委員長 2万8,840円。

○緒方障害者福祉課長 1万500円。

○西岡委員長 1級が2万8,840円。

○緒方障害者福祉課長 こちらは特別障害者手当という、別の精神障害の。

○西岡委員長 あ、精神障害。

○緒方障害者福祉課長 はい。

○西岡委員長 はい。よろしいですか。

牛尾委員。

○牛尾委員 分かりました。何かほかの自治体では、何かなくしていこうという動きもあると言いますけれど、財源の問題なんですかね、これ。何か、分からないでしょうけど、なくすというのはあり得ないと思うんだけど、もう一つ拡充といった場合、確かに金額的には20万を超えちゃうとそうした問題があると。ただ、この対象を広げていくということに関しては、これも自治体独自に可能なんですか。

○緒方障害者福祉課長 そうですね。23区については各区の条例とか要綱で対応していますので可能性はあります。

○牛尾委員 じゃあそうした場合、やはりこうした陳情者の方のような声広がっていくと。やっぱり先ほど言ったとおり、なかなか精神でどこからどこまでが1級、どこからどこまでが2級って明確な区分というのはなかなか難しいと思うんですよね。しかも2級の方でもなかなか仕事に就けないという方もいらっしゃるでしょうし、そうなった場合、2級の方の広げてくれという声があれば対象を広げていく検討というのはできるんですか。

○緒方障害者福祉課長 まず、先ほど申しましたように、中野区のほうも家族会から意見があるというふうに言ってございますし、また東京都のほうも市区町村が全部それにのっっている条例自体が、今、精神障害が入っていないという状況の中で、ちょっと23区の中でどこかだけが突き抜けるというのはどうかなとは思いますが、様々な声を聞きながら、やはりお困りである方に寄り添っていくという必要はあると思います。ただ一方で、こういう現金支給が皆さんの要望が多いのか、何か障害者の方たちが要望なさっているサービスを拡充するのがいいか、そういうところは慎重に議論をしていながら皆さんに寄り添っていきたいと考えてございます。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 はい。

ほかにございますか。

○白川委員 先ほど1級と2級の人数の差みたいなのを伺いました。1級と2級の境目が曖昧だというのはよく分かるんですが、2級の数が1級のざっと計算して5倍ぐらいということは、これ境目をなくしてしまうと、これまでの労力の5倍の労力になるということで、一部改正じゃなくて制度設計全体を書き直さなければいけないぐらいの大きなことになるので、こっつて、私はそう判断したんですが、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 そうですね、白川委員おっしゃるとおり、1級と2級で、そうですね、1対5と私も申し上げましたけれど、やはりこのラインというところが、やっぱり国のほうで定めている医師の診断書ですとか、そういった判断基準がございますので、ここを変えるというのはかなり慎重なというか、国のほうで判断していただくような大きな話だと思っております。

○白川委員 単なる感想なんですけど、最近、ポルトガルが、選挙の争点として、15歳から39歳だったと思うんですが、そこで大幅減税を10年間やろうというのが選挙の争点になっていまして、どういうことかということ、若者がどんどん出ていっているんですね。それはポルトガルはご存じのように高齢化が非常に進んでいまして、なおかつEUに入っ

ているので福祉に関しては非常に充実していると。そっちの結果、要するにそっちの福祉のほうにどんどんお金を入れた結果、若者がもうどんどん外に行って、夢が持てない国になってしまったということが出ていって、これ、要するに国の存続の問題になっているんですね。国の30%ぐらいを占める若者たちの税金を大幅に下げるといってもない事態になっていまして、何が言いたいのかといいますと、弱者救済というのは非常に大事なんですが、そこばかりを見ていくと、自治体とか国単位で非常に力が落ちていくということがありまして、ですから、若者は声を上げませんけれども、そこでもう若者というのはもう職を得て、税金を払って行って、上の世代を支えるもんだみたいな前提を持ったままこの福祉の充実だけを肥大化させるというのは非常に危ないんですね。だから、ある程度の境目というのがあって、そこを広げるといえるときにどれぐらいお金が出ていくかというのは非常に大事ですので、そこはあんまり、何というんですかね、前向きでのご答弁を頂くよりは、非常に難しいんです、理由はこうですみたいなことを必ず触れていただけないかなというふうに思います。これは全体的な感想です。

○緒方障害者福祉課長 白川委員のおっしゃるとおり、本当に福祉を肥大化していくと、やはり私どもも、重度障害の方ですとかがどんどん増えていくにつれて、福祉サービスの予算が増額していているというのは、もう本当に、毎年大変な金額になってきております。とはいえ、千代田区が障害などのあるなしにかかわらず「その人らしさが尊重されて、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる、千代田区」というほうを目指している方向性に向けて、この予算でやるのか、先ほど申し上げた何かサービスですとか、皆さんのそういった見守りの中でやれることとお金を使わなければいけないところ、そういったところは慎重に議論して見極めながら、福祉サービスを適切に提供していきたいと考えてございます。

○西岡委員長 ほかにございますか。よろしいですか、質問のほうは。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。取扱いはいかがいたしましょうか。（「お返し」と呼ぶ者あり）お返しいたしますか。

今行われているサービスはそのままに、また足りないところは今後さらに深めるというところで、先ほど課長もおっしゃっていましたが、やはり国ですとかほかの自治体の動向を見据えながら、福祉の現場では対象の方には気持ちに寄り添っていただくということで対応を今後も見守りたいと思います。

本陳情につきましては、それでは、本日の議事録をもって陳情者の方にお返しをいたしまして審査を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、審査を終了いたします。

最後に、送付6-30、生活支援課における夏季加算の検討についての陳情について審査をいたします。

陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について執行機関から情報提供等ございましたらお願いいたします。

○大松生活支援課長 送付番号6-30の陳情につきましては、7月もご審査いただいたところでございますが、やはり生活保護におきます夏季加算の検討につきましては、制度

自体が全国的な国の制度でございますので、ここの夏季加算の創設につきましては、前回と同じでございますが、国政の場においてまず議論がなされることと認識しておりますので、本区はその動向を注視してまいりたいと存じます。

情報提供は以上でございます。

○西岡委員長 はい。それでは、委員の皆さんから執行機関に確認等ございましたらお願いいたします。

○牛尾委員 確かに課長がおっしゃるとおり国の制度ですから国において夏季加算を実施するというのが、それが必要だと思うんですね。冬季加算は冬の寒い地域、北海道とかね、そういったところではあるんですけども、ただ、この例年の猛暑、もう今年なんかすごかったですよね。そうした中、やっぱりエアコンをつけていないと熱中症の危険があると、命の危険があるということで、エアコンをつけると。そうすると当然電気代がかかるし、電気代が高騰、高くなっていますからかなり苦しいというご家庭もあります。これは私一般質問でも質問したんですけども、そうした中、各自治体で夏季加算をやるべきだというような声が国に行っているとか、例えば23区の区長会とか、そうした動きというのは何かあるんですか。

○大松生活支援課長 23区でまとめて、例えば区長会に申出とかという動きは、私も福祉事務所長会に出席して、ちょっと問合せもしたんですけど、今のところはございません。

○牛尾委員 区としては、そうしましたらそうした低所得者の方々なかなかエアコンをつけるにも電気代が大変だというような、そうした声とかは直接は聞いていらっしゃいますか。

○大松生活支援課長 ケースワーカーから、電気代に限らず物価高騰で生活のほうなかなか困難であるというお声のほうは、幾つか聞いております。

○牛尾委員 そうした中で、そうだな、例えば区としてそうした方々への支援を考えると、あとは区として国に対してもうちょっと夏季加算を創設するなり、そうした声を上げていくというようなお考えはありますか。

○大松生活支援課長 今ご答弁いたしましたように、物価高、猛暑で生活が苦しいお声が上がっているのは事実でございますが、夏季加算等につきましては、すみません、全国的な制度でございますし、あと福祉事務所長会でもちょっと積極的なちょっと声が今のところちょっと聞くことができませんでしたので、また、あと生活保護につきましては、生活扶助などで国から、これも国から決まりました生活扶助費のほうが出ておりますのと、あと、令和3年度から低所得者向け給付金のほうも継続しておりますので、今のところ本区として独自に夏季加算等を申し入れていくという点につきましては、ちょっと慎重なところでございます。

○牛尾委員 でもそうした声が実際に来ているわけだからね、そこは慎重なもの分かりませんが、エアコンを我慢して熱中症になって病院に行くとか、あるいは亡くなったりするということがあってはいけませんから、そこはしっかり検討していただきたいですし、せめて23区の区長会とは言いません、福祉の課長会でもいいです。そうした場で、千代田区ではこんな声が出ているんだというようなことはお伝えしていただきたいと思うんですけど。

○大松生活支援課長 福祉事務所長会で今ご指摘がございました現状の情報などは共有し

てまいりたいと存じます。

○牛尾委員 はい。

○西岡委員長 えごし委員。

○えごし委員 1点だけすみません。この夏の酷暑を乗り切る観点からということで陳情のほうも書かれてありますけれども、今年もかなり暑い中でした。高齢者とか要支援の方たちには、例えばこういう見守り体制とか、声かけとか、様々民生委員の方もしていただいたりとか、区でも支援を行っていると思います。そういう意味では、こういう生活保護の世帯の方々に対しての見守りというか、そういう形というのは実際どういう対応があったりするんでしょうか。

○大松生活支援課長 例えば毎日のように、1名が70人近く受持ちを持っておりますので、毎日のように巡回するというのはちょっと難しいところがございますが、やはり担当しているケースワーカーが受給者の健康状態とかを把握しておりますので、それに応じて場合によってはちょっと訪問したり電話をしたりするようなことをいたしております。

○えごし委員 こちらケースワーカーの方が、その都度、また状況の確認とかはしていただいていると思います。その上で、やっぱりこの夏の猛暑のときは、やっぱりなかなか命の危険に及ぶこともあると思いますので、よりそういう危険性がある方とかも、もうこれまでのそういう見守りの、またそういう確認の中で、もうこの方はちょっと危ないなということが分かっていると思いますので、そういう方はより少し細かに見守りをしていくとか、この夏の期間。またそういう対応もまた皆様で話し合いながら進めていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

○大松生活支援課長 ちょっと補足でございますが、年間必ず訪問するという計画については、1世帯につき2回というふうになっております。ただ、今のご指摘、私もお答弁いたしましたように、例えばご病気の方ですとか、その方の健康状態に応じて適切に、場合によっては保健所とか病院とかと連携しながら支援してまいりますので、その点、今ご指摘のようにしっかりやってまいります。

○西岡委員長 ほかにございますか。

○はまもり委員 1点だけ確認で。先ほど住居支援のところでは現金による支給に加えてサービスでの支援といったことも検討していくというようなお話があったんですけども、こういった今回のようなケースでも、例えば奈良県のようにエアコンを支給するということがあったりとか、あるいは現金支給のときに目的を決めて電気代だけに充てるみたいな、そういうやり方もできるのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

○大松生活支援課長 私どものほうは、ちょっと独自ではなくて国の支給のやり方に合わせておりますので、例えば現金におきまして独自にエアコンだけに使って下さいねですとか、あとは、もしくはこれ電気だけにうちの独自分を出しますとか、そういった、ちょっとやり方はできないのが現状でございます。

○はまもり委員 国の事業に関してはそうだと思うんですけど、奈良県では独自の事業としてエアコンの設置をやっているという話と、あと、そういったことが検討としてはできるものなのか。もう一つは、独自になってしまうんですけども、そういう目的を決めた現金支給というのは過去に検討したことがあったり、現実的にそれが可能性としてはできるものなのかを教えていただけますか。

○大松生活支援課長 失礼いたしました。まず、エアコンとしては既に生活扶助費の拡充機器ということで、6万7,000円ほど、これは定まった額が出ておりますので、それ以外のエアコン代ということで支給というのはやっておりません。あと、国が決めた生活保護費以外に独自でできるかということでございますが、例えば一般会計とかで区の独自事業として行うという分にてしたらその可能性がございますが、今現在のところは、その点は先ほどからご答弁しておりますように慎重な立場でございます。

○はまもり委員 はい、分かりました。

○西岡委員長 はい。大丈夫ですか。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。取扱いはいかがいたしましょうか。（「お返しで」と呼ぶ者あり）お返し。はい。

福祉事務所長会でも、先ほど課長がおっしゃられたとおりに共有していただけるということですし、今後も国の動向を見据えながら、行政側も対象者の方には耳を傾けていただいて、現場でより一層丁寧な対応をしていただくことを申し入れまして、そうしましたら、本陳情につきましては、本日の議事録をもって陳情者にお返しいたしまして、審査を終了したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○西岡委員長 はい。それでは、以上で、日程1、陳情審査を終わります。